

# 第272回奄美大島海区漁業調整委員会

## 議 事 録

### 1 日程等

- (1) 日 時 令和5年8月22日（火） 15:00～16:05
- (2) 場 所 大島支庁本館4階大会議室
- (3) 出席者 別添「出席者名簿」のとおり

### 2 議事内容及び結果

- (1) 漁業権の存続期間満了に伴う漁業権の免許について（諮問）  
→ 原案のとおり承認する旨決定。
- (2) 資源管理方針の変更について（諮問）  
→ 原案のとおり承認する旨決定。
- (3) 知事許可漁業に係る制限措置等について（諮問）  
→ 原案のとおり承認する旨決定。
- (4) 全国海区漁業調整委員会連合会総会結果について（報告）
- (5) その他

令和5年8月22日午後3時00分開会

【開 会】

山之内事務局長	<p>それでは、定刻になりましたので、ただ今から第272回奄美大島海区漁業調整委員会を開催いたします。</p> <p>なお本日は、中田委員、鳥居委員、元山委員の3名から所要のため欠席との連絡を受けております。委員10名中7名の出席をいただいておりますので、当委員会事務規定に定める定数の過半数に達しておりますので、本委員会は成立いたします。</p> <p>それでは、茂野会長から御挨拶と、併せまして議事の進行をお願いいたします。</p> <p>なお、議事を進めるにあたり、委員の皆様が発言される場合は挙手していただき、会長から名前を呼ばれてから発言していただくようお願いいたします。</p>
茂野会長	<p>皆さん、お忙しい中出席いただきましてありがとうございます。また、先ほどは（沖縄海区漁業調整委員会とのソデイカ漁に関する）意見交換会、お疲れ様でした。</p> <p>それでは、議事に入る前に、今回の議事録署名者を「奥田委員」と「築地新委員」にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>（異議なし）</p>
茂野会長	<p>それでは今回は奥田委員と築地新委員をお願いいたします。</p> <p>また、会長が委員として意見を述べるときは、会長代行を奥田委員とすることで御了承をお願いいたします。</p>

【議事1 漁業権の存続期間満了に伴う漁業権の免許について（諮問）】

茂野会長	<p>それでは、議事1【漁業権の存続期間満了に伴う漁業権の免許について】を議題といたします。この件は、諮問事項となっています。それでは、県から説明をお願いします。</p>
------	---

村田技術専門員

水産振興課漁業調整係の村田です。本日はよろしくお願ひいたします。資料については、資料1-1が漁業権の存続期間満了に伴う漁業権の免許についてということで、免許申請に関する資料であり、本日御審議いただく内容となっております。資料1-2が免許の諮問をさせていただく上での法的な根拠を示した参考資料となっております。その他、先日（令和5年3月14日）当海区で諮問しました漁場計画についてお諮りしておりますが、その際の漁場計画と漁場連絡図を配布していますので、併せて御確認をお願いいたします。

それでは、内容の説明に入ります。資料1-1の1ページをお開きください。諮問文になりますので、読み上げさせていただきます。

水振第341号、令和5年7月26日。奄美大島海区漁業調整委員会会長殿。鹿児島県知事。漁業権の存続期間満了に伴う漁業権の免許について（諮問）。令和5年9月1日免許予定の共同漁業権、区画漁業権について、令和5年4月25日付けにて免許の内容たるべき事項等を公示したところ、別紙のとおり免許申請がありましたので、漁業法第70条の規定により貴委員会の意見を求めます。

1枚めくっていただきますと、ここからページを付けまして1ページとしておりますが、以降のページにおいて適格性の審査をするための資料として申請状況の一覧となっております。後ほど個別に説明いたします。

まず、奄美大島海区における申請の全体についての概要について御説明いたします。資料の1-2の1ページを御覧ください。奄美大島海区におきましては、共同漁業権が12件の計画に対しまして8漁協から12件の申請がありました。区画漁業権については、魚類養殖が32件の計画に対し、2漁協から32件の申請、以下、申請数については、のり養殖が3件、もずく養殖が25件、真珠母貝養殖が25件、ひおうぎがい養殖が2件、真珠養殖が28件、くるまえび養殖が5件の申請となっております。奄美大島海区全体では134件の計画に対しまして132件の申請となっております。計画数より申請が2件少なくなっておりますが、のり養殖と真珠母貝養殖のそれぞれ1件であり、ヒアリングの際の確認もれ等により計画に残ってしまったものがあつたというところとなっております。

なお、1つの漁業権に対しまして2者以上の申請がなされた漁場はございませんでした。いわゆる競願申請はありませんでしたので、免許すべき者の判断基準に基づきどちらに免許すべきかを審査することについては今回不要とさせていただきます。従いまして、本委員会では、免許をしない場合及び適格性について審査していただきますので、よろしくお願ひいたします。

資料1-2の2ページをお開きください。委員会におかれましては、漁業法に基づき、先ほどお話をした免許をしない場合及び適格性について審査をしていただくこととなりますが、この審査に関して、漁業法における考え方等について御説明いたします。まず、免許をしない場合ですが、免許をしない場合は、以下のいずれかに該当する場合は、知事は漁業の免許をしてはならないという形になっております。1つ目は申請者が漁業法第72条に規定する適格性を有する者でないとき、これについては後ほど御説明いたします。2番目に漁場計画の内容と異なる申請があったとき、3番目に同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがあるとき、4番目に漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者または所有者の同意がないとき、となっておりまして、今回申請があった件につきましては、この1～4に該当する案件はございませんでした。

次に、2番目の適格性についてです。共同漁業権の適格性については、共同漁業権の免許に関して適格性を有する者は、次の要件を満たす共同漁業組合、又は連合会であるとなっております。要件としては、1つ目に関係地区、「関係地区」というのは、漁場計画のほうにそれぞれ計画ごとに記載がしてございます。その関係地区の全部または一部をその地区内に含む漁業協同組合又は漁業共同組合連合会。2つ目に関係地区に住所を有し、一年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯数の3分の2以上が組合員の世帯であること、となっております。これは何を言っているかと申しますと、漁協に属していない漁業者が多数を占めるような地域においては、免許をする者として漁協の適格性が認められないということが書いてあります。

3ページを御覧ください。次に、区画漁業権の適格性です。既存漁場の場合と新規漁場の場合で少し要件が異なっておりまして、まず、既存漁場の場合ですと、関係地区の全部または一部をその地区内に含む漁業協同組合又は漁業協同組合連合会、そして2番目に関係地区に住所を有し、当該漁業を営む者の属する世帯数の3分の2以上が組合員の世帯であること、となっております。この「当該漁業を営む者」というのは、いわゆる魚類養殖業であったりとか、わかめ養殖業とか、真珠養殖業など、それぞれの養殖漁業を営む者の世帯数で判断することとなっております。

次に、新規漁場の場合ですが、1番目の要件はこれまでと同じで、2番目に関係地区に住所を有し、一年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯数の3分の2以上が組合員の世帯であること、となっております。これは、先ほど共同漁業権の適格性の要件の御説明したのと同じ内容が書いてございまして、区画漁業権は共同漁業権内に設定されますので、漁場を利用している沿岸漁業者の大多数が組合員である漁協については適格性が認められるということになっております。

次に、個別漁業権です。定置網漁業権、区画漁業権がありますが、この適格性です。個別漁業権は、組合が組合員に行使させる漁業権以外のものです。個人ですとか漁協に対して免許されるものになっております。要件としては、これは不適格の要件となります。まず1つ目に漁業及び労働に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者、2番目に暴力団員等であること、3番目に法人であって、その役員又は使用人（船長、漁労長、養殖管理者）が1、2のいずれかに該当する者、4番目に暴力団員等がその事業活動を支配する者であること、となっております。

免許をするにあたっての適格性について、免許をしない場合についての説明は以上になります。

茂野会長

ただ今、県から今回の諮問に関する概要説明がありました。それでは、これから、申請者の「適格性」について、漁業法第72条に基づき審査を行います。

まず初めに「適格性」について審査いたします。それでは、県の説明をお願いします。

村田技術専門員

資料の1-1になります。1ページをお開きください。まず1番目に共同漁業となっております。表の記載様式について御説明いたします。表の左側から、漁場番号、漁場の位置、漁業種類、免許申請人の住所、氏名、漁業権取得総会議決状況、一番右の欄は漁業権を取得する上での適格性を記載してございます。総会の議決状況につきましては、組合が漁業権を取得する場合、水産業協同組合法第50条に基づく総会における特別議決、正組合員の半数以上の出席による3分の2以上の多数による議決が必要になりますので、その手続き状況として、総会の開催日、出席者数、賛成者数を記載しております。適格性については、先ほど御説明した内容に基づきまして、適格性を有している場合は、「有」というような記載をしております。これから行う申請の説明においては、若干、同じ内容の繰り返しになってしまいますが、委員会の諮問というのは、知事が恣意的に判断を行うことを防止するとともに、漁業調整上の問題が生じないよう確認の機会を確保するとされておりますので、御了承ください。

それでは、表の上から説明してまいります。大共第1号の申請人は、奄美漁業協同組合からです。奄美漁協の単独申請については、他に4号、8号がございまして、最初の申請区分については1つずつ説明させていただきますので御了承ください。申請人の住所は、奄美市笠利町大字外金久988番地1です。1号の漁場の位置は、奄美市笠利町及び龍郷町地先であります。総会の開催日は6月23日、正組合員数163名に対して142名の出席、127名の賛成を得ており、議決状況については問題ございません。

漁業法第72条第2項第2号の規定に基づき、関係地区に住所を有し、年90日以上沿岸漁業を営む者の世帯数のうち、組合員である者の世帯数を分数で記載しております。関係地区に住所を有し、年90日以上沿岸漁業を営む者の世帯数が114世帯、うち組合員である者の世帯数が114世帯ということで、3分の2以上を満たしておりますので、適格性については有と判断しております。

大共第4号、大共第8号は、それぞれ関係地区が異なりますので、適格性に関する人数も記載のとおり、4号については30世帯、8号については17世帯とそれぞれ異なっておりますが、適格性については有で問題ございません。

続きまして、名瀬漁協より、大共第2号の奄美漁協との共有漁場、それと第3号、第7号の申請がなされております。総会の開催日は6月30日、正組合員数64名に対しまして40名出席、40名の賛成を得ており、議決状況は問題ございません。適格性に関しても問題なしと判断しております。

大共第5号は宇検村漁協からの申請となっておりまして、総会の開催状況は6月27日に開催しまして、正組合員43名のうち37名の出席を得て、36名の賛成で議決しております。適格性についても問題ございません。

続きまして、大共第6号については、瀬戸内漁業協同組合からの申請となっております。6月22日に総会を開催しまして、正組合員118名のうち97名が出席、96名賛成ということで議決状況について問題ございません。適格性についても有という形になっております。

続きまして、大共第9号につきましては、喜界島漁業協同組合からの申請となっております。6月23日に総会を開催しまして、正組合員50名のうち28名が出席で、賛成者は28名ということで議決状況について問題ございません。適格性についても有という形になっております。

大共第10号につきましては、とくのしま漁業協同組合からの申請で、6月18日に総会を開催し、正組合員71名のうち51名が出席、賛成51名で議決状況について問題ございません。適格性についても有ということになっております。

大共第11号につきましては、沖永良部島漁業協同組合からの申請で、6月28日に総会を開催し、正組合員35名のうち23名が出席、賛成23名ということで議決状況については問題ございません。適格性についても有という形になっております。

大共第12号につきましては、与論町漁業協同組合からの申請でありまして、6月23日に総会を開催し、56名の正組合員のうち56名が出席、賛成46名ということで議決状況について問題ございません。適格性についても有ということで問題ございませんでした。

	<p>共同漁業権については以上になります。審査のほうをお願いいたします。</p>
茂野会長	<p>それでは、県から説明のあった免許申請について審査いたします。適格性に関して、御意見や御質問はありませんか。</p>
各委員	<p>(特になし)</p>
茂野会長	<p>それでは、質疑もないようですので、ただ今審査いただいた申請については、申請者に適格性があり、また、漁業法第71条等の事項に関しても問題ないと認めることとしてよろしいですか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
茂野会長	<p>御異議がないようですので、そのように認めます。 それでは、次の申請について、県の説明をお願いします。</p>
村田技術専門員	<p>続きます、区画漁業権です。2ページを御覧ください。漁協の総会の議決とこれまでの説明と同様の内容につきましては省略していきますので御了承ください。</p> <p>区画漁業権のうち、魚類養殖について御説明いたします。大特区第1号から9号は申請人が宇検村漁協となっております。適格性に関しては、漁業法第72条第2項第1号の規定に基づき、関係地区に住所を有し、当該漁業、魚類養殖業を営む者の属する世帯数の3分の2以上が組合員の世帯数である場合、適格性を有することとなっております。従いまして、宇検村漁協の場合は、関係地区に住所を有し、当該漁業である魚類養殖業を営む者の属する世帯数、これには、法人が組合員である場合はその従業者の世帯数も含み、9世帯という形となっております。うち、組合員である者の世帯数が6世帯ということで、3分の2以上を満たしておりますので、適格性について有と判断しており、その旨を表に記載しております。以降について、同様に適格性について有という形で記載しております。</p> <p>大特区10号から32号については、瀬戸内漁協からの申請となっております。これまで説明した適格性の判断基準に基づき、全て適格性については問題ございませんでした。</p> <p>以上、審査のほうをよろしくをお願いいたします。</p>
茂野会長	<p>それでは、県から説明のあった免許申請について審査いたします。適格性に関して、御意見や御質問はありませんか。</p>

各委員	(特になし)
茂野会長	それでは、質疑もないようですので、ただ今審査いただいた申請については、申請者に適格性があり、また、漁業法第71条等の事項に関しても問題ないと認めることとしてよろしいですか。
各委員	(異議なし)
茂野会長	御異議がないようですので、そのように認めます。 それでは、次の申請について、県の説明をお願いします。
村田技術専門員	藻類養殖になります。4ページをお開きください。藻類養殖について一括して御説明いたします。4ページの3件が、のり養殖業への申請となっております。奄美漁協、とくのしま漁協からの申請であり、既存漁場への申請となっております。5ページから6ページは、もずく養殖業への25件の申請となっております。7号、23号、24号が新規漁場への申請となっております。新規漁場の適格性については、共同漁業権と同じ関係地区に住所を有し、沿岸漁業を90日以上営む者の世帯数で判断されます。 以上、藻類養殖についての申請について、総会の議決状況及び適格性について問題ございませんでした。 審議のほどよろしく願いいたします。
茂野会長	それでは、県から説明のあった免許申請について審査いたします。適格性に関して、御意見や御質問はありませんか。
各委員	(特になし)
茂野会長	それでは、質疑もないようですので、ただ今審査いただいた申請については、申請者に適格性があり、また、漁業法第71条等の事項に関しても問題ないと認めることとしてよろしいですか。
各委員	(異議なし)
茂野会長	御異議がないようですので、そのように認めます。 それでは、次の申請について、県の説明をお願いします。



村田技術専門員

7ページをお開きください。区画漁業権のうち貝類の養殖について御説明いたします。真珠母貝養殖業への申請については、全て既存漁場への申請となっております。宇検村漁協から5件、瀬戸内漁協から21件の申請となっております。

続きまして、8ページ、ひおうぎがい養殖業については、2件の申請がございました。個別漁業権として上村真珠より申請がありました。個別漁業権については、漁業法第72条第1項の適格性により判断しております。いわゆる暴力団とか、法令を遵守しない者については適格性がないということになりますが、個別漁業権については、該当しない旨の誓約書を確認することで適格性有と判断しております。

大特区第2号については、与論町漁協の新規漁場になります。

続きまして、真珠養殖業については、宇検村漁協管内と瀬戸内漁協管内において、従前のおり奄美サウスシー&マペパール株式会社、株式会社拓洋からの申請でありました。

以上、貝類養殖についての申請について、総会の議決状況、適格性について問題ございませんでしたので、御審議のほどよろしく願いいたします。

茂野会長

それでは、県から説明のあった免許申請について審査いたします。適格性に関して、御意見や御質問はありませんか。

前田委員

真珠養殖の直接免許の件でございますが、母貝は5年に一度、真珠は10年に一度ということで申請されておりますが、真珠の第1種の場合、総会でそういう審議がなされていないんですよ。書類が出てこないものだから。というのは、母貝の場合はそういう形で（総会で）皆の意見を聞くんですけども、真珠の場合はそれを出さなくてよいという風な話を聞いたんですが、今回の総会でもそういうのが出てなくて、例えば、同じ漁場がずっと30年も40年も使用していないような漁場があったものですから、その件に対して物を言おうと思ってもそういう形で審議がなされないような状態になっているものですから、直接免許のあり方というのをもう少し中身を問いただしたいなど。例えば、聞き取り調査もしたという話も聞いてですね、直接聞き取り調査をしたとしても、我々理事会でそういう話がなされるのと、直接県からそういう話で理事会の方にそういう申し出があって、そういうところの話が一つもなされていないものですから、使用していない漁場に対して何も言えないような状態があったものですから、そういったところのあり方ですね、県と地元との、そういったのは総会に出さなくていいのかどうかというのを判断したいのですが、いかがでしょうか。

茂野会長

真珠免許については県の直接免許ですから漁協を通さない訳ですよ。漁協での総会の議案にする必要はないとの認識でやってるんですけども、事務局、何か補足ありますか。

村田技術専門員

既存漁場で引き続き漁業権を設定する場合、漁場計画を策定する際には、既存で養殖されている場合は、同様の漁場計画を策定しないといけないということとなっております。そこで、もし地元との様々なトラブル等あれば、それについては、計画を立てる際に検討をする必要があると思いますが、今回漁場計画を策定するにあたっては、今養殖されている方へのヒアリング、それと漁協に対しても一部理事も入っていただいてヒアリングを行った上で漁場計画を策定しております。漁場計画の案については、当委員会にもお諮りした上で公示をして免許申請を受け付けているという状況になっています。

手続きについては今お話したとおりなのですが、宇検村の真珠養殖については、一部漁場が利用されていないにも関わらず免許の申請がされているという案件があるということについては、以前からこの委員会で御指摘がありまして、我々も現地に赴いて実際養殖されている方へのヒアリングですとか、漁協と一緒に現場を見て回って実態を把握しているところです。確かに一部使われていないような場所もあるんですけども、ヒアリング上は引き続き使用させていただきたいということで承っております。利用していない漁場については、計画を立てて撤去なりしていく形で地元の意向に沿っていきたいということでしたので、今回の申請にあたっては、養殖することを前提として申請がございましたので、免許に係る諮問という形であげさせていただいているところです。

前田委員

お話を聞いて分かりはしますが、やはり直接免許のあり方ですよ、そういうヒアリングだけで、聞き取りだけでそれでいいのかというような疑問を感じるのですが、例えば、クルマエビで倒産してずっと使われていない漁場がそのままに放置されとか、新たにまた真珠でも、当事者が使用したいということであればずっとさせるというようなことがあるとするならば、実際にそれを使用していなかった場合にはどうするのかということ、今後のあり方ですよ、そういったことをもう少し皆さんで判断して、ヒアリングのあり方をもうちょっと考えていただきたいなと思います。一応、要望です。

茂野会長

要望として受け止めておきます。

他に質疑はございませんか。これ以上の質疑がないようでしたら、ただ今審査いただいた申請については、申請者に適格性があり、また、漁業法第71条等の事項に関しても問題ないと認めることとしてよろしいですか。

各委員	(異議なし)
茂野会長	御異議がないようですので、そのように認めます。 それでは、次の申請について、県の説明をお願いします。
村田技術専門員	11ページをお開きください。最後になります。くるまえび養殖業です。第1号から第5号まで従前のおりの申請としまして、奄美クルマエビ株式会社、宇検養殖株式会社、岩崎産業株式会社より申請がありました。漁業法第72条第1項に基づく適格性の判断となりますが、これについては問題ありませんでした。 説明は以上となります、審議のほどよろしく願いいたします。
茂野会長	それでは、県から説明のあった免許申請について審査いたします。適格性に関して、御意見や御質問はありませんか。
各委員	(特になし)
茂野会長	それでは、質疑もないようですので、ただ今審査いただいた申請については、申請者に適格性があり、また、漁業法第71条等の事項に関しても問題ないと認めることとしてよろしいですか。
各委員	(異議なし)
茂野会長	御異議がないようですので、そのように認めます。

## 【議事2 資源管理方針の変更について（諮問）】

茂野会長	それでは、次に、議事2【資源管理方針の変更について】を議題といたします。この件は諮問事項となっております。 それでは、議事提出者である県から説明をお願いします。
保科技術主査	県庁水産振興課の保科です。資料2を御覧ください。1ページに諮問文を付けております。読み上げさせていただきます。 水振第348号、令和5年7月27日（水産振興課扱い）。奄美大島海区漁業調整委員会会長様。鹿児島県知事。鹿児島県資源管理方針の変更について（諮問）。このことについて、別案のとおり鹿児島県資源管理方針を変更したいので、漁業法第14条第4項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

2 ページをお願いします。今回説明をする概要になります。まず、「1 変更理由」についてです。平成30年12月の漁業法改正に伴いまして、県資源管理指針に基づく資源管理計画を令和5年度末までに県資源管理方針に基づく資源管理協定に変更するという必要が生じております。ただ今申し上げた資源管理計画というのは、各漁協が行う自主的な資源管理の措置を記載したものになりますが、この資源管理計画に参加しまして履行すること、そして漁業共済に加入することで国が行う漁業収入安定対策事業の支援を受けることができるというものになっております。この流れについては、計画から協定に移りまして特に変更はないというものですが、この資源管理協定に記載する魚種については、県が策定する資源管理方針のほうに魚種の名前が書かれていないといけないというルールがございまして、現在資源管理方針のほうに記載しているのは、特定水産資源、いわゆるTAC魚種、まあじ、まさば及びごまさば、まいわし、するめいか、くろまぐろ等のみが記載されている状況になっておりますので、これら以外の水産資源について記載する必要があるという内容になっております。

「2 変更方針」についてです。方針としては、特定水産資源以外の水産資源、現在資源管理計画のほうに色々魚種が載っていると思うんですが、そういった魚種を別紙に追記していくという必要がございまして。今申し上げた別紙というのは、中段の表に記載がございまして。別紙1, 2, 3というものがございまして、国の別紙1, 2, 3と県の別紙1, 2, 3が若干重複するところがあるので、合わせて説明をさせていただきます。まず、国の別紙1、これは県は特に該当しないのですが、資源再建計画というのを国が定めております。続いて、国の別紙2が県の別紙1、こちらについては既に定められているものですが、特定水産資源というもので、内容としては、現行のTAC魚種、まあじ、まさば及びごまさば、まいわし、するめいか、くろまぐろ等が記載されています。続いて国の別紙3、県の別紙2ですが、こちらが、ただ今申し上げた特定水産資源以外でかつ国際資源であり、国全体として数量上限が定められていないけれども、我が国漁業の主対象として管理が必要なものとなっております。こちらについては、本県に該当するのが、かつお、きはだ、めばち、びんなが、が対象になってきます。そして、県の別紙3、これについては、ただ今申し上げた別紙1, 2以外の魚種のいずれにも該当しないものとなっております。県独自の内容を記載するものとなっております。

別紙2については国のほうでもう定められておりますので、今申し上げたかつお、きはだ、めばち、びんながの4魚種となっております。別紙3についてはどのように選んだのかという方法について(2)で説明させていただきます。

まず、別紙3に記載する魚種の選定方法については、①県管理資源指針に記載がある魚種、②この指針に記載がないものの、各漁協が既に作成されている資源管理計画に記載があるもしくは鹿児島県の漁業において重要と思われる魚種を今回はピックアップさせていただきました。内容については随時見直し可能というところですので、今後増減はいくらか出てくるかとは思われます。

では、具体的に何の魚種を今回追記するかということにつきまして、4ページを御覧ください。4ページに表が3つほど並んでいるかと思いますが、まず左上が別紙2の魚種、こちらについては水産庁のほうで定められておまして、本県で言いますと、かつお、きはだ、めばち、びんながが対象となっております。そして左下の別紙3、こちらは、別紙3の中でも国の資源評価がある、つまり、水研（国立研究開発法人水産研究・教育機構）のホームページなどで今の資源動向が高位にある、中位にある、低位にある、そしてそれが増加、横ばい、減少傾向、そういったものが示されている魚種がこの3-1から3-13までの魚種になっています。そして右のほうは別紙3の中でも国の資源評価が全くなされていないもの、つまりこれから県で何らかの評価をするような魚種となっております。今回、黄色塗りがされているものを追記をさせていただきました。追って海区のほうでまた全体的な魚種、今回でいう白抜きの魚種については説明をさせていただきたいと思っております。

では、別紙2、3についてどういった書きぶりをするのかというところを説明させていただきたいので、2ページを御覧ください。2ページの下のほう、「3 別紙に定める事項」というところです。(1)が別紙2です。別紙2は大きく3つの事項を定めまして、1つ目が水産資源、こちらは水産資源の名前、そしてどこの海域、どこの系群かということに記載します。2番目は、漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項としまして、公的な制限や資源管理協定の締結の促進について記載するような内容となっております。そして、第3については、その他資源管理に関する重要事項としまして、該当がある場合にのみ記載するという形となっております。この第1から第3についてはいずれも国のほうである程度記載例がございまして、それに則って作っているところでございます。

では、具体的にどのような書きぶりをしたかというところを説明させていただきたいので、20ページを御覧ください。20ページから21ページにかけて、別紙2の魚種がそれぞれ明記されております。20ページの一番上、別紙2-1について説明します。まず、「第1 水産資源」かつお（中西部太平洋条約海域）としております。第2については、漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項としまして、まずは、鹿児島県漁業調整規則等の公的制限を遵守させます。

そして、採捕する者については、法第124条第1項、こちらは各漁協で今後作ってもらう漁業管理協定のことを示しております。この協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取り組み内容の改良を促進するとしております。今申し上げた定期的な検証ということなのですが、この協定については5か年間定めることができまして、中間年と最終年、つまり3年目と5年目に検証してそれを公表する必要があるという内容になっております。そして、「第3 その他資源管理に関する重要事項」はなしとしております。別紙2-1から2-4についてはいずれも同様の書きぶりとなっております。

では続いて、別紙3の記載方法について説明しますので、3ページにお戻りください。3ページが別紙3の説明となっております。第1、第3、第4については、今説明申し上げた別紙2と重複しますので説明を割愛させていただきます。「第2 資源管理の方向性」を御覧ください。こちらが別紙3の特徴的な項目となっております。別紙3に記載する魚種については、基本的に国の資源評価があるもの、資源評価がないものが記載されますので、これらについてどういった目標を定めるかということの場合分けをして書く必要がございますので、ローマ数字で分かれているとおりに一つずつ説明いたします。まず、「(i) 国の資源評価があるが、目標が定められていない場合」、これについては、目標というのはMSYベースでの目標が定められているかどうかということを示しています。仮にこれが、国の資源評価があり、目標が定められているものとなると現行のTAC魚種と同じ扱いになるということになります。なので、TAC魚種の一步手前というのが(i)の項目になってきます。その中でもMSYベースでの目標案の検討が進められているもの、そしてii)のとおり目標案の検討が進められていないものにさらに分けられます。i)の目標案の検討が進められている魚種については、記載のとおり書きぶりで統一しております。読み上げますと、国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針、こちらは国が定めるものになりますが、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。そして、ii)のMSYベースでの目標案の検討がなされていない種については、国が行う資源評価において判断される資源水準、こちらを令和10年までに中位以上まで回復することを目指す。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする、という書きぶりで統一しております。

そして、「(ii) 国の資源評価がない場合」については、こちらについては、今回の諮問では対象外という形にはなりますが、現状としては、県独自の評価方法について検討中というところでございまして、これが固まり次第、諮問をさせていただきたいと思っております。

最後に、今後の手続きについてですが、8月上旬から下旬にかけて海区委員会のほうに諮問をさせていただいているところです。いずれも答申をいただきましたら、8月下旬には農林水産大臣のほうに県資源管理方針の変更承認申請を提出させていただいて、9月上旬には県公報及びホームページで公表し、変更に係る手続きが終了となっております。そしてこの手続きと並行しまして、各漁協の資源管理計画から協定への移行に関する周知活動ですとか、作成に係る指導等は随時実施していきたいと思っております。

以上、足早な説明となってしまいましたが、説明を終わらせていただきます。どうぞ御審議のほどよろしく申し上げます。

茂野会長

説明が終わりましたが、御意見や御質問はありませんか。

篤委員

なかなか理解ができないんですけども、この4ページにある魚種が書かれていますけれども、黄色に塗られた魚種については、県の方針に先ほど説明のあった細かな文言を載せますよと、それを今回審議していると。ここで黄色に塗られていない魚種がありますが、これは、今後そのような形をとっていくんですよという理解でよろしいんですか。

保科技術主査

はい、委員のおっしゃるとおりの内容で間違いありません。黄色塗りの部分について今回は審議をいただいて、白塗りについては今後追ってまた諮問をさせていただきたいと考えております。

篤委員

では、白抜きの魚種は、魚種として固まっていないという理解で良いですか。

保科技術主査

はい、おっしゃるとおりです。今、右側の表で「～類」と書かれているものが多くあるかと思うんですが、水産庁としては基本的に「類」という言葉を使ってほしくない、個別の魚種名でそれぞれ書いてほしいということもありますが、現状、県の資源管理計画をずらっと並べたときに「～類」でまとめているものが結構多いものですから、これを今から仕分けて、どこまで落とし込んでいくかということはこれから検討が必要なんですけど、また整理してから諮問させていただきたいと考えております。

篤委員	最後に、この県の方針にこういう風な形で資源管理の方向性とかいうのが書かれるんですけども、これを受けて、各漁協が作られる協定という中身に、例えば、目標とかをこれに定める形で定めていかないといけないということになるんですか。
保科技術主査	はい、おっしゃるとおりです。まず県の方針のほうに今し方説明したような、例えば20ページに別紙2の記載があったかと思うんですが、20ページの一番上にかつお（中西部太平洋条約海域）というものがございしますが、漁協が資源管理協定を作るときは、どこどこ漁協による一本釣り資源管理協定、その中の魚種としてかつおが出てきます。さらに、目標を協定の中では定める必要があるんですが、目標については、県の別紙2-1による、とかそういった書きぶりを用いますので、ある種ここに出てきたものがそのまま漁協の協定の目標になるという形になります。
茂野会長	それでは、これ以上の質疑もないようですので、議事2については、原案のとおり定めることを適当とする旨、答申してよろしいですか。
各委員	(異議なし)
茂野会長	御異議がないようですので、議事2については、原案のとおり答申することとして決定いたします。

【議事3 知事許可漁業に係る制限措置等について（諮問）】

茂野会長	それでは、次に、議事3【知事許可漁業に係る制限措置等について】を議題といたします。この件は諮問事項となっております。 それでは、事務局から説明をお願いします。
寺岡水産技師	大島支庁（林務水産課）水産係の寺岡です。議事3について御説明いたします。今回、かご（深海えびかご）漁業について、更新許可申請予定が生じていることから、漁業調整規則に基づき、制限措置の内容等及び許可の有効期間を奄美大島海区漁業調整委員会に諮問するものであります。資料3の1ページを御覧ください。諮問文を読み上げさせていただきます。



大島林水第2004-2号，令和5年7月19日，奄美大島海区漁業調整委員会会長様，大島支庁長。知事許可漁業にかかる制限措置等について（諮問）。このことについて，漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容等を定めたいので，漁業法第58条において準用する第42条第3項の規定に基づき，貴委員会の意見を求めます。記。漁業種類，かご（深海えびかご）漁業（別添参照）。

続いて2ページを御覧ください。奄美大島海区における漁業許可に係る法第58条において準用する第42条第3項に基づく制限措置等及び規則第15条第2項に基づく許可の有効期間について御説明させていただきます。記載内容が公示する内容となる予定です。

かご（深海えびかご）漁業。当漁業は300m以上の水深に生息する，ボタンエビに似るミノエビ等をかごで獲る漁業です。制限措置についてご説明させていただきます。漁業種類，かご（深海えびかご）漁業。許可又は起業の認可をすべき船舶等の数，1隻。船舶の総トン数，10トン以下。推進機関の馬力数，定めなし。操業区域，大共第11号共同漁業権漁場地先沖合，こちらは沖永良部島漁業協同組合の共同漁業権漁場地先沖合となっております。漁業時期，1月1日から12月31日まで，漁業を営む者の資格，定めなし。続きまして，大共第12号共同漁業権漁場地先沖合，こちらは与論町漁業協同組合の共同漁業権漁場地先沖合となっております。許可又は起業の認可をすべき船舶等の数，2隻。船舶の総トン数，10トン以下。推進機関の馬力数，定めなし。漁業時期，1月1日から12月31日まで。漁業を営む者の資格，定めなし。制限措置は現在の許可内容に合わせております。

続きまして，申請すべき期間は規則に基づき1ヶ月間とし，令和5年9月29日（金）から令和5年10月31日（火）までを予定しています。

3ページに移ります。1番，許可の有効期間は原則3年間であり，令和5年11月21日から令和8年11月20日までとしております。2番，奄美大島海区における現在の許可状況ですが，沖永良部漁協所属1隻，与論町漁協所属2隻となっております。3番，今後のスケジュールについてです。令和5年8月22日，奄美大島海区漁業調整委員会において，制限措置等を諮問し，同年9月29日より，県のホームページにおいて公示予定です。許可は11月上旬を予定しております。

続いて許可の基準について御説明させていただきます。4ページを御覧ください。こちらの基準は公示した船舶等の数を越える申請があった場合に，申請者の優先順位を定めるための基準となっております。令和3年5月28日の奄美大島海区漁業調整委員会にて諮問し，決定した内容になります。公示する隻数を越える数の申請があった場合，この基準により許可する船舶を決定いたします。

5ページ以降については参考資料となっておりますので，お目直しをお願いします。

	以上で議事3についての説明を終わらせていただきます。
茂野会長	説明が終わりましたが、御意見や御質問はありませんか。
各委員	(特になし)
茂野会長	それでは、質疑もないようですので、議事3については、原案のとおり定めることを適当とする旨、答申してよろしいですか。
各委員	(異議なし)
茂野会長	御異議がないようですので、議事3については、原案のとおり答申することとして決定いたします。

【議事4 全国海区漁業調整委員会連合会総会結果について（報告）】

茂野会長	<p>それでは議事4【全国海区漁業調整委員会連合会総会結果について】を議題といたします。この件は報告事項となっております。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
丸山書記	<p>資料4を御覧ください。「全国海区漁業調整委員会連合会総会結果について」でございます。</p> <p>全国海区漁業調整委員会連合会では、年1回、通常総会を開催しており、令和2年度から4年度までは新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から書面決議により実施されておりましたが、令和5年度は5月26日に東京都で4年ぶりに対面で開催されまして、本県から県連合海区事務局職員1名が出席しております。本日は、通常総会の内容及び結果について御報告させていただきます。</p> <p>まず、1ページを御覧ください。4の概要のところになりますが、開会に続きまして、全国海区委員会連合会会長である静岡海区の鈴木会長の御挨拶、水産庁及び全国漁業協同組合連合会からの来賓祝辞、議長選出が行われました。</p>

(5) の議事になりますが、まず、第1号議案として、令和4年度事業報告書、収支決算書及び余剰金処分案について協議されました。令和4年度において、通常総会を書面開催、理事会を3回、うち1回は書面で開催、中央要望活動を令和4年7月22日に実施、令和4年10～11月に、日本海、九州、東日本及び西日本の順でブロック会議を開催、海区漁業調整委員会事務局職員研修会を12月にオンライン開催、事務局長会議を書面開催等、活動実績についての報告と、収支決算においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響によるR3年度事業の中止、縮小に伴う繰越金過剰のため、特例措置としてR4年度の会費を全会員免除した旨報告がされて、全会一致で承認されました。第1号議案の詳細については資料の7ページから16ページに掲載しておりますので、後ほどお目通しください。

次に第2号議案、②になりますが、令和5年度事業報告書、収支予算書案について協議されました。令和5年度においては、令和4年度と同様、通常総会を5月に開催、理事会を年度内に3回、ブロック会議を秋ごろ開催、事務局職員研修会、事務局長会議、中央要望活動の実施を予定していることと、令和5年度活動に係る収支予算案についての説明がありまして、全会一致で承認されました。第2号議案の詳細については資料の17ページから21ページに掲載しておりますので、こちらについても後ほどお目通しください。

次に、資料2ページを御覧ください。第3号議案として、令和4年度に取りまとめた国への要望活動に係る要望案の協議が行われまして、こちらについては、字句修正については事務局に一任の上で、要望案の大枠の内容について全会一致で承認されました。第3号議案の詳細については資料の22ページから45ページに掲載しておりまして、本県からの要望事項に関連しそうな部分について赤枠で囲っております。また、要望事項及び要望先をまとめた一覧については53ページに掲載しておりますので、こちらについても後ほどお目通しください。

次に、第4号議案として、令和6年度総会開催地を東京とすることについて協議されまして、こちらについても全会一致で承認されました。

議事についての協議に続きまして、海区漁業調整委員会委員の表彰要領に基づく表彰対象者及び事務局職員ほう賞要綱に基づく表彰対象者が紹介されまして、本県は、過去に表彰実績のある方を除く委員として10年以上就任した方として、鹿児島海区から元職1名を含む3名、熊毛海区から2名の方が表彰の対象となりました。表彰対象者につきましては、資料の48ページから52ページに掲載しておりますので、後ほどお目通しください。

また、会長が福島海区となったこと等、役員の交代について報告があり、本県については任期満了により理事を離任することとなりました。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

茂野会長 説明が終わりましたが、御意見や御質問はありませんか。

篤委員 前回の委員会で（次年度の）要望事項のことについて協議がされたんですけれども、九州ブロック会議には、県の方がどなたか出席されているのでしょうか。

というのは、全体の要望は要望書が出来あがって要望活動をするということになるんでしょうけど、ブロック会議では、協議事項とか情報交換とかがあるんじゃないかということで、遊漁者との問題であったりとか何か話題が出ないのかなとか、情報をいただけたらなど。特に長崎では「やす」の条例制定の話のあるところでしたので、そういう情報があればなど思っていたんですけれども、その点はいかがでしょう。何か聞いていますでしょうか。

丸山書記 情報を持っていないので、確認ができれば改めて報告いたします。

茂野会長 それでは、これ以上の質疑もないようですので、議事4については、これで終了いたします。

#### 【その他】

茂野会長 次に、その他ということで、事務局や委員のほうから何かございませんか。

丸山書記 次回の委員会につきましては、10月中旬頃開催の予定となりますので、開催日程について改めて調整させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

茂野会長 その他、委員のほうから何かございませんでしょうか。  
特にないようですので、以上で、本日予定されておりました全ての議事を終了いたします。議事進行に御協力いただき、ありがとうございました。

山之内事務局長 それでは、以上をもちまして、第272回奄美大島海区漁業調整委員会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

議事録署名

茂野 拓真



奥田 忠廣



築地新 光子

